

横浜市地区センター条例施行規則の一部改正概要

1 改正の趣旨

都筑区都田地区センターと栄区本郷地区センターは、それぞれ、都田地域ケアプラザ、本郷台駅前地域ケアプラザとの複合施設として整備する予定です。新たに整備する複合施設は、同一の指定管理者が、地区センターと地域ケアプラザについて一体的な管理運営を行います。

地区センターと地域ケアプラザは、年末年始の休館日が異なります。

複合施設となる地区センター2館について、地域ケアプラザと休館日と合わせて一体的な運営を行えるようにするため、横浜市地区センター条例施行規則の一部を改正します。

2 改正の概要

現行横浜市地区センター条例施行規則で定めている休館日

地区センター
1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで



改正する横浜市地区センター条例施行規則による休館日

一体的な管理となる複合施設の地区センター (都筑区都田地区センター・栄区本郷地区センター)
1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

【参考】横浜市地域ケアプラザ条例施行規則で定めている休館日

地域ケアプラザ
1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

3 施行予定日

規則で定める日

4 根拠法令

横浜市地区センター条例第3条

5 添付資料

- (1) 横浜市地区センター条例
- (2) 横浜市報（横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正部分抜粋）
- (3) 横浜市地区センター条例施行規則
- (4) 横浜市地域ケアプラザ条例
- (5) 横浜市地域ケアプラザ条例施行規則